

岩手保健医療大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する取扱規程

(平成 29 年 4 月 1 日 制定)

(令和 元年 9 月 18 日 改定)

(令和 3 年 9 月 29 日 改定)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 本規程は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）及び岩手保健医療大学研究倫理審査運営申し合わせ（平成 31 年 2 月 20 日改正）の趣旨を踏まえ、岩手保健医療大学（以下「本学」という。）における公的資金を用いた研究活動の不正防止に関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 本規程は、本学において研究活動における不正行為が生じた場合の措置等を定めることにより、研究に関わるすべての者の研究活動の不正行為を防止することを目的とする。

(定義)

第 3 条 本規程において「研究活動」とは、競争的研究資金を始めとする学外から獲得した研究費及び本学が配分する研究費により行われるすべての研究活動をいう。

2 本規程において「研究者」とは、本学において前項の研究活動又はその支援を行っている本学の教職員（非常勤を含む。）すべてをいう。

3 本規程において特定不正行為とは、故意又は研究者としての基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為をいう。

(1) 投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等に関するもの

ア. 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。

イ. 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ. 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

エ. 不適切なオーサiership 研究成果の発表物（論文）の「著者」となることができる要件を満たさない者を著者として記載すること、著者としての要件を満たす者を著者として記載しないこと、又は当人の承諾なしに著者に加えること。

(2) (1) 以外に関するもの

ア. 研究費の不正使用 実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他本学の関係規則等に違反して研究費を使用すること。

イ. 二重投稿 他の学術雑誌等に既発表、又は投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。

(3) 上記 (1) 及び (2) に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害を行うこと。

(研究者の責務)

第 4 条 研究者は、適切な研究活動を行うとともに、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、原則として毎年度、本学が指定する研究倫理教育を受講しなければならない。ただし、文部科学省や公的研究費の配分機関等からの通知等により、受講時期を変更する場合がある。

(研究データ等の保存・開示)

第5条 研究者は、研究によって生じた研究データ（文書、数値データ、画像等の関係書類、資料等）、研究ノート、実験資料等は、原則として、当該論文等の成果発表後5年間保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

2 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。

第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第6条 本学に、大学全体を統括し、研究活動上の不正防止及び対応について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究活動における行動規範を定めるとともに、次条に定める統括管理責任者が責任をもって研究活動を管理できるようリーダーシップを発揮して不正行為の防止等に努めなければならない。

(統括管理責任者)

第7条 最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為の防止等について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとして統括管理責任者を置き、学部長をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第7条の2 研究者の研究倫理向上に関し研究倫理教育責任者を置き、研究倫理審査委員会委員長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、所属するすべての研究者を対象に定期的な研究倫理教育を実施しなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、前項の実施状況について統括管理責任者に報告しなければならない。

4 研究倫理教育責任者は、学部及び研究科の教育研究上の目的や特性に応じて、本学所属学生に対して研究者倫理に関する知識及び技術が身に付くよう教育課程の内外を問わず研究倫理教育の適切な機会を設けるものとする。

(研究不正調査責任者)

第8条 本学の研究活動における特定不正行為に対応する責任と権限を持つものとして研究不正調査責任者を置き、事務局長をもって充てる。ただし、告発のあった事案について告発者及び被告発者と直接の利害関係にあるときは、最高管理責任者が指名する他の者をもって充てる。

第3章 告発の受付

(特定不正行為の受付窓口)

第9条 特定不正行為に関する告発（以下「告発」という。）又は告発の意思を明示しない相談（以下「相談」という。）を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）は、事務局総務課（以下「総務課」という。）とする。

2 受付窓口は、告発又は相談があったときは、その内容を直ちに研究不正調査責任者に報告するものとする。

(告発の受付体制)

第10条 特定不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等により受付窓口に行き届くものとする。

2 告発は、原則として顕名によるものとし、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不

正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付けるものとする。

- 3 研究不正調査責任者は、前項の規定に基づき告発を受け付けたときは、直ちに最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合において、告発の内容が相当程度信頼に足るものと最高管理責任者が認めたときは、顕名の告発に準じて取り扱うことができるものとする。
- 5 研究不正調査責任者は、受付窓口が告発を受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合において告発を受け付けたときは、告発を受け付けたことを告発者に通知するものとする。ただし、匿名による告発については、この限りではない。
- 6 研究不正調査責任者は、告発のあった事案が、本学以外の他の機関においても調査を行うことが想定される場合は、当該機関にも告発内容を通知するものとする。
- 7 告発のあった事案について、ガイドラインが定める調査機関に本学が該当しない場合は、調査機関としてガイドラインが定める機関に当該事案を回付する。

(相談への対応)

- 第11条 特定不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問のある者は、受付窓口に対して相談をすることができる。
- 2 告発の意思を明示しない受付窓口への相談については、研究不正調査責任者がその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
 - 3 前項において、相談者から告発の意思表示がなされない場合であっても、研究不正調査責任者からの報告に基づき最高管理責任者が特に必要と認めたときは、当該事案について調査を行うことができる。

(警告)

- 第12条 特定不正行為が行われようとしている、若しくは特定不正行為を求められているとの告発又は相談を受けた場合は、研究不正調査責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、最高管理責任者に報告するものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、本学が被告発者の所属する機関でないときは、本学は被告発者の所属する機関に事案を回付するものとする。

(受付窓口の職員の義務)

- 第13条 告発の受付に当たっては、受付窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。
- 2 受付窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室において実施し、書面、電話、ファクシミリ、電子メール等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法により実施しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、告発の相談について準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保持)

- 第14条 特定不正行為に関する告発又は相談について、業務上その内容を知り得た者は、その事案の調査結果が公表されるまで関係者以外の者に漏らしてはならない。また、調査に協力した教職員も同様とする。

(例外的公表)

第15条 最高管理責任者は、調査事案が何らかの事由により漏えいした場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中の事案について公表することがある。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は了解を不要とする。

(告発者の保護)

第16条 最高管理責任者は、単に告発を行ったことを理由にして告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(悪意に基づく告発の禁止)

第17条 何人も、被告発者を陥れること、被告発者が行う研究を妨害すること等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とした意思（以下「悪意」という。）に基づく告発を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第18条 最高管理責任者は、相当な理由がないにもかかわらず単に告発がなされたことをもって、被告発者の研究活動の一部又はすべてについて制限を加えること及び被告発者に対して解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(調査関係者の保護)

第19条 最高管理責任者は、告発者、被告発者、調査協力者若しくは関係者に連絡し、又は通知するときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮するものとする。

(不正疑惑報道等への対応)

第20条 最高管理責任者は、研究者の特定不正行為の疑いが学会等の科学コミュニティ又は報道により指摘された場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

2 本学は、研究者の特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載され、かつ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が掲示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていることを確認した場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第21条 第10条に基づく告発があった場合又は本学がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合には、最高管理責任者は、研究不正予備調査委員会（以下「予備調査委員会」という。）を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、研究不正調査責任者及び最高管理責任者が指名する者で組織する。

3 予備調査委員会に委員長を置き、研究不正調査責任者をもって充てる。

4 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者からの事情聴取を行うことができる。

5 予備調査委員会は、予備調査の証拠となり得る研究データ、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第22条 予備調査委員会は、告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的

な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の告発までの期間が、研究データ等の研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間又は本学が定める保存期間内であること等の告発内容の合理性、調査可能性等について、予備調査を行う。

- 2 予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、特定不正行為に係る事案として調査すべきか否かを調査し、判断するものとする。
- 3 予備調査は、告発を受け付けた日（他機関から回付があったときは、回付を受け付けた日）から起算して原則 30 日以内に終了するものとする。ただし、調査対象機関が本学以外の機関に及ぶ場合は、当該機関の調査に要する期間を加えることができる。
- 4 予備調査委員会は、予備調査終了後、速やかに予備調査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(本調査の決定等)

第 2 3 条 最高管理責任者は、前条第 4 項の規定による予備調査結果の報告に基づき本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案の研究活動に係る予算を配分し、又は措置した機関（以下「配分機関」という。）等及び文部科学省にこの旨を報告する。

- 2 前項に規定する場合において、被告発者が本学以外の機関に所属するときは、併せて当該機関に通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、前条第 4 項の規定による予備調査結果の報告に基づき本調査を実施しないことを決定したときは、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等及び告発者から請求があった場合は、当該資料等を開示するものとする。

(本調査に係る他機関との連携)

第 2 4 条 複数の機関に所属する研究者に係る特定不正行為の告発が本学にあった場合は、当該研究者が所属する関係機関と協議の上、合同で調査を行うものとする。ただし、協議の結果、特段の定めをした場合は、その定めによるものとする。

- 2 研究者が以前に所属していた研究機関における研究活動に係る告発が本学にあった場合は、当該機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。
- 3 本学に以前に所属していた研究者が本学に所属していた期間における研究活動に係る告発が本学にあった場合は、当該研究者が現に所属する研究機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。ただし、当該研究者が現に所属する機関がないときは、本学が調査を行うものとする。
- 4 前 3 項の規定に基づき誠実に調査を実施しようとしたにもかかわらず、極めて困難な状況にある場合は、告発された事案に係る配分機関にその状況を報告するものとし、当該事案について、その配分機関が調査を行うときは、これに協力する。
- 5 本学は、特に必要があると認めるときは、他の研究機関及び学会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることがある。

(特定不正行為調査委員会)

第 2 5 条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、本学に特定不正行為調査委員会（以下「本調査委員会」という。）を設置する。

- 2 本調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 研究不正調査責任者
 - (2) 最高管理責任者が指名する者 若干名
 - (3) 外部有識者 2 名以上

- 3 前項第3号の委員の数は、委員の総数の二分の一以上とする。
- 4 本調査委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
- 5 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 6 本調査委員会は、当該事案の調査が終了したときは、直ちに調査結果を最高管理責任者に報告する。

(本調査委員会委員の通知)

第26条 最高管理責任者は、本調査委員会を設置したときは、本調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(異議申し立て)

第27条 告発者及び被告発者は、前条の通知を受け取った日から7日以内に、理由を付して本調査委員会委員の選任について最高管理責任者に異議を申し立てることができる。

- 2 最高管理責任者は、前項の申立てがあった場合は、その内容を審査し、妥当と判断したときは、当該委員の交代又は解任を行うものとし、審査結果及びその対応を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(本調査の実施)

第28条 本調査委員会は、本調査実施の決定を行った日から原則30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、本調査を実施することを通知し、本調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省にこの旨を報告する。

(調査方法)

第29条 本調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、研究データ等の各種資料の精査、関係者からの事情聴取、本調査委員会の要請又は被告発者の申し出による再実験の実施等により調査する。

- 2 前項の調査に当たっては、本調査委員会は、被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。
- 3 第1項の再実験を行う場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、本調査委員会が合理的に必要と判断する範囲内において、本調査委員会の指導及び監督の下に行うものとする。
- 4 本調査委員会が本学以外の機関において調査を実施することが必要と判断したときは、本学は当該機関に調査の協力を要請するものとする。
- 5 本調査委員会は、告発に係る研究活動のほか、本調査委員会が必要と判断したときは、調査に関連した被告発者の研究活動を調査対象に含めることができる。
- 6 本調査委員会は、調査に当たって、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲の外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。
- 7 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、本調査委員会の調査に誠実に協力しなければならない。

(資料等の保全等)

第30条 本調査委員会は、本調査に当たり、告発に係る研究活動に関する資料等を保全する措置を行う。

- 2 前項の資料等が本学以外の機関にあるときは、本学は、当該機関に対して資料等の保全を要請するものとする。
- 3 本学は、前2項の措置に影響しない範囲内において、被告発者の研究活動を制限しない。ただし、最高管理責任者が特に必要があると認めるときは、告発に関連する研究活動の停止を命じることがで

きる。

(被告発者の説明責任)

第31条 本調査委員会の調査において、被告発者が告発の疑惑を晴らそうとするときは、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に基づいて行われたこと並びに論文等がそれに基づいて適切な表現で執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

第6章 特定不正行為等の認定

(認定)

第32条 本調査委員会は、原則として本調査委員会が調査を開始した日から原則 150 日以内に調査した内容を取りまとめ、特定不正行為の有無を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、原則 150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 本調査委員会は、特定不正行為が行われたと認定したときは、その内容、特定不正行為に関与した者及びその関与の度合い並びに特定不正行為と認定した研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定するものとする。
- 4 本調査委員会は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づいたものであることが判明したときは、その旨を併せて認定するものとする。
- 5 前項の認定を行うに当たっては、本調査委員会は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 本調査委員会は、第3項又は第4項の認定を行ったときは、直ちに最高管理責任者に認定結果を報告しなければならない。

(認定の方法)

第33条 前条第1項の認定に当たっては、本調査委員会は、第29条に定める被告発者からの説明及び調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行うものとする。ただし、被告発者の自認等を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできないものとする。

- 2 前項の判断に当たっては、被告発者の研究体制、データチェックの仕方等、様々な観点から客観的な不正行為の事実、故意性等について、十分に検討するものとする。
- 3 本調査委員会は、前2項の規定に基づき特定不正行為があったと認定するに足る証拠が得られた場合、被告発者の説明その他調査により得られた証拠によって特定不正行為の疑いが覆されないときは、特定不正行為があったものと認定するものとする。
- 4 被告発者が、研究データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在等、本来、存在すべきであると本調査委員会が判断する基本的な要素の不足により特定不正行為であることの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき（被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない事由によりその基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると本調査委員会が認める場合並びに研究データ、実験・観察ノート、実験材料・試薬等の不存在等が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び本学又は告発に係る研究活動を行っていた機関が定める保存期間を超えることによるものである場合を除く。）も前項と同様とする。

(調査結果等の通知等)

第34条 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外の者で、特定不正行為に関与したと認定したものを含む。以下同じ。）に通知する。

- 2 被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に当該調査結果を前項の通知と併せて通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、前2項に定めるもののほか、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該

調査結果を報告するものとする。

- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発と認定された場合で、告発者の所属する機関が本学以外の機関であるときは、当該所属機関にその旨を通知する。
- 5 最高管理責任者は、告発に係る研究活動の配分機関から請求があった場合は、調査の終了前であっても調査の中間報告を当該機関に行うものとする。

(不服申立て)

第35条 特定不正行為と認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者（以下「被告発者等」という。）は、前条第1項に規定する通知を受け取った日から14日以内に不服を最高管理責任者に申し立てることができる。ただし、その期間内であっても、同一の理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 前項に定める期日までに不服申立てがない場合は、被告発者等は本調査委員会による認定に異議がないものとみなす。

(不服申立ての審査)

第36条 前条第1項に規定する不服申立ての審査は、本調査委員会が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、最高管理責任者は、不服申立てについて、本調査委員会の構成の変更等を必要とする相当な理由があると認めたときは、本調査委員会委員を交代させ若しくは追加すること又は本調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 3 前項に定める新たな調査委員は、第25条第3項及び第4項に準じて指名する。
- 4 本調査委員会又は前項に規定する本調査委員会に代わる者（以下「本調査委員会等」という。）は、被告発者等から不服申立てがあったときは、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査の必要性を速やかに判断するものとする。
- 5 本調査委員会等は、前項に規定する判断の結果、不服申立てを却下することを決定したときは、その旨を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知する。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを目的とするものと本調査委員会が判断したときは、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 本調査委員会等は、第4項に規定する判断の結果、再調査を行うことを決定したときは、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知する。
- 7 最高管理責任者は、被告発人から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び文部科学省に通知する。不服申立ての却下又は再調査の開始決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第37条 本調査委員会等は、前条第4項に規定する判断の結果、再調査を行うことを決定したときは、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出等を求め、再調査への協力を求めるものとする。

- 2 前項に規定する場合において、被告発者等の協力を得られないときは、本調査委員会等は再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとし、その旨を直ちに最高管理責任者に報告する。
- 3 本調査委員会等は、第1項の再調査を開始したときは、再調査を開始した日から原則50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に先の調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由があるときは、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、前条第7項の審査結果を被告発者等、被告発者等が所属する本学以外の機関及び告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(調査結果の公表)

- 第38条 最高管理責任者は、本調査委員会の再調査の結果、特定不正行為が行われたと認定したときは、速やかに公表するものとする。
- 2 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかったと認定したときは、公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意若しくは研究者が善管注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものであると認定したときは、調査結果を公表するものとする。
- 4 前各項に規定する公表の内容は、次に定めるところによるものとする。
- (1) 第1項に規定する公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、本調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。
- (2) 第2項ただし書に基づく公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意又は研究者が善管注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、本調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。
- (3) 第3項に規定する公表内容は、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、本調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法及び手順等を公表する。
- 5 前項各号の規定に関わらず、事案の内容により最高管理責任者が特に必要があると認めたときは、前項各号の公表内容の一部を公表しないことがある。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

- 第39条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときから本調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等必要な措置を講ずることができる。
- 2 最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられたときは、それに応じた措置を講ずるものとする。

(特定不正行為認定後の措置)

- 第40条 最高管理責任者は、特定不正行為の関与を認定した者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないが特定不正行為が認定された論文等の内容に責任を負うものとして認定された著者（以下「被認定者」という。）が本学研究者の場合は、論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じないときは、その事実を公表するものとする。

(研究費の使用中止)

- 第41条 最高管理責任者は、特定不正行為を認定した事案に係る研究費の使用中止を被認定者に命ずることができる。

(措置の解除等)

- 第42条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかったものと認定されたときは、本調査の際に講じた研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。

2 前項の場合であって、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

(処分)

第43条 最高管理責任者は、本調査の結果、特定不正行為が行われたものと認定されたときは、当該特定不正行為に関与した者に対して、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 存在しないデータ、研究結果等を作成した職員は、懲戒解雇、諭旨退職、停職、減給又は戒告とする。
- 二 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工した職員は、懲戒解雇、諭旨退職、停職、減給又は戒告とする。
- 三 他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用した職員は、懲戒解雇、諭旨退職、停職、減給又は戒告とする。
- 四 不正行為の疑いが存在すると思料するに足りる合理的な根拠がないことを知りながら調査の申立てをした職員は、停職、減給又は戒告とする。

2 最高管理責任者は、前項の措置を講じたときは、該当する資金配分機関及び文部科学省に対して、その措置内容等を通知するものとする。

第43条の2 最高管理責任者は、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他本学の関係規則等に違反した研究費の使用を行った職員に対して、懲戒解雇、諭旨退職、停職、減給又は戒告の措置を講ずるものとする。

(是正措置等)

第44条 最高管理責任者は、本調査の結果、特定不正行為が行われたものと認定されたときは、必要に応じて速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）を講ずる。

2 最高管理責任者は、前項の規定に基づいて講じた是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び文部科学省に対して報告するものとする。

(事務)

第45条 この規程に関わる事務は、関係部署の協力を得て総務課が行う。

(雑則)

第46条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為防止等に関し必要な事項は最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。